

奥州市公共施設マネジメントシステム導入に係るプロポーザル審査委員会設置要領

令和3年9月6日 決定

(設置)

第1条 公共施設マネジメントシステム導入に係る受託候補者を選定するプロポーザル（以下「プロポーザル」という。）を実施するに当たり、透明性及び公平性を確保するため、奥州市公共施設マネジメントシステム導入に係るプロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) プロポーザルの実施要領、評価基準等の審査に関すること。
- (2) プロポーザルに参加できる者の指名に関すること。
- (3) 提案書等の審査及び受託候補者の選定に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、プロポーザルの実施に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員4人をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 財務部行政経営室主幹
- (2) 財務部財産運用課長
- (3) 総務企画部総務課情報政策室副主幹
- (4) 財務部行政経営室副主幹

3 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長には財務部行政経営室主幹を、副委員長には財務部財産運用課長を充てる。

4 委員の任期は、本調達の契約が締結された日の翌日までとする。

(委員長及び副委員長の職務)

第4条 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員のうち半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、財務部行政経営室において処理する。

(補則)

第7条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

奥州市公共施設マネジメントシステム導入に係るプロポーザル審査委員会名簿

役 職	所 属	職	氏 名	備 考
委 員 長	財務部行政経営室	主 幹	桂 田 正 勝	
副委員長	財務部財産運用課	課 長	千 葉 訓 裕	
委 員	総務企画部総務課情報政策室	副主幹	佐々木 雅 巳	
委 員	財務部行政経営室	副主幹	松 田 久美子	